

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、高校を中退した後、父親が経営する会社に入社し、会計事務の担当として勤務していたが、会社を休み、旅行をした後出勤したところ、父親である社長から会社を休んだことを責められた。また、親戚の女性に土産を渡そうとしたところ、受け取りを拒否され、日頃から溜まっていた会社への不満も重なり、嫌気がさし、震えや頭痛、吐き気を催したため、〇病院を受診したところ、「適応障害」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

本件疾病は、業務に起因することの明らかな疾病に該当するものであるため、不支給決定処分の取り消しを求める。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F43.2 適応障害」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

旅行後に、社長から会社を休んだことを責められたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

請求人の母が病気で亡くなったことは、「配偶者や子供、親又は兄弟が死亡した」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、精神障害を発病させるおそれのある業務による強い心理的負荷があったものとは認められないことから、本件疾病は業務に起因するものとは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F 43.2 適応障害」を平成〇年〇月〇日に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 旅行後に、父親である社長から会社を休んだことを責められたことは、「上司とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、出来事のほとんどが、親族間の感情のもつれが引き起こした面もあるため、心理的負荷の強度を「Ⅰ」に修正した。

・ 親戚の女性に土産物を渡そうとして拒否される等の出来事は、業務とは関連のない個人的な出来事であると認められることから、業務による心理的負荷の評価の対象とは認められない。

・ 出来事後の状況が持続する程度による心理的負荷の評価について、考慮すべき事項は認められない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

請求人と仲の良かった母親が亡くなったことは、「配偶者や子供、親又は兄弟が死亡した」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」である。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」であり、本件疾病は、業務上の事由により発病したものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。